

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- 福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則
- 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- 福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則
- 福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

一 二 三 四 五 六 三 四 五 六

規 則

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則、福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則、福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則及び福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第三十八号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。（設備の基準）

第三条 条例第十一条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 条例第十一条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 階階に設けてはならないこと。
 - イ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - ウ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- 二 静養室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
 - イ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ウ ア及びイに掲げる基準によるほか、前号ア、ウ及びエに掲げる基準によること。
- 三 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- 四 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
- 五 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

- 六 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 七 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 八 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 3 前二項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、両側に居室、静養室その他の入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

- 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員に関する基準)

第四条 条例第十二条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 施設長

- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

- 三 生活相談員 次に掲げる基準を満たすものであること。

- ア 常勤換算方法(職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を、その勤務する養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上とすること。

- イ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

- 四 支援員 次に掲げる基準を満たすものであること。

- ア 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号)第二百三十七条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十二号)第二百二十五条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。

- イ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

- 五 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

- 六 栄養士 一以上

- 七 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

- 2 前項(第一号、第二号、第六号及び第七号を除く。)の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の七割を超える養護老人ホーム(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 生活相談員 次に掲げる基準を満たすものであること。

- ア 常勤換算方法で一に、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

- イ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

- 二 支援員 次に掲げる基準を満たすものであること。

- ア 常勤換算方法で、別表の上欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支援員の数以上とすること。

- イ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

- 三 看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 入所者の数が百を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で二以上とすること。

- イ 入所者の数が百を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で二に、入所者の数が百を超えて百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

- 3 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

- 4 第一項第三号イ又は第二項第一号イの主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。))であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

- 5 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で一を減じた数とすることができる。

- 6 第一項第四号イ又は第二項第二号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。

- 7 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で一以上とする。

附 則

一 (施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。(経過措置)

2 昭和四十一年十月一日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第三条第二項第一号イ及び第三項第一号の規定は、当分の間、適用しない。

3 昭和四十一年十月一日から平成十八年三月三十一日までのいずれかの日から引き続き存する養護老人ホーム（平成十八年四月一日において建築中だったものを含む。）に係る居室については、第三条第二項第一号イの規定にかかわらず、居室の入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートルとする。

別表（第四条関係）

一般入所者の数	支援員の数
二十以下	四
二十一以上三十以下	五
三十一以上四十以下	六
四十一以上五十以下	七
五十一以上六十以下	八
六十一以上七十以下	十
七十一以上八十以下	十一
八十一以上九十以下	十二
九十一以上百以下	十四
百一以上百十以下	十四
百十一以上百二十以下	十六
百二十一以上百三十以下	十八
百三十一以上	十八に、入所者の数が百三十一を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

（高齢福祉課）

福島県規則第三十九号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十六号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（職員の特例）

第三条 条例第六条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げるいずれの場合とする。

- 一 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合
- 二 特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合
- 三 地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合
- 四 地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合

第四条 条例第十条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 条例第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間に行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第十条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等によ

3 当該各号に定めるものとする。
 人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
 条例第十條第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク プザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

三 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

五 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

八 介護職員室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

九 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支

障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

イ 必要な備品を備えること。

4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室静養室等」という。）は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室静養室等については、この限りでない。

一 居室静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にある居室静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 居室静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第百十二條第一項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室、静養室その他の入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下（以下「中廊下」という。）の幅は、二・七メートル以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には、手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 居室静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員に関する基準）

第五條 条例第十一条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 施設長

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

四 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を、その勤務する特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

イ 看護職員の数は、次に掲げるものとする。

(1) 入所者の数が三十を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で一以上

(2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で二以上

(3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

五 栄養士 一以上

六 機能訓練指導員 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて、当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出するものとする。

（衛生管理）

第六条 条例第二十六条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第二十六条第二項第四号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第七条 条例第三十一条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実

が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
（ユニット型特別養護老人ホームに関する規定の適用）

第八条 第三条、第四条、第六条及び第七条の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営については、次条及び第十条に定めるところによる。

（設備の基準）

第九条 条例第三十五条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第四十二条において準用する条例第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第四十二条において準用する条例第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第三十五条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第三十五条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下とすること。

- (4)(3) 地階に設けてはならないこと。
- (4)(3) 一の居室の床面積等は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。
- (一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書に規定する場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (二) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないものとする。
- (5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (6) 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (9) プザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。
- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 地階に設けてはならないこと。
- (3)(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (4) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。
- (1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。
- (1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- 二 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 医務室 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
- イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 五 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- 一 ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上

- 有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。
- 二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- 三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする。
- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えないものとする。
- 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 三 廊下及び階段には手すりを設けること。
- 四 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。
- ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- (準用)
- 第十条 第三条、第六条及び第七条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第三条中「条例第六条ただし書」とあるのは「条例第四十二条において準用する条例第六条ただし書」と、第六条中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第四十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、第七条中「条例第三十一条第一項」とあるのは「条例第四十二条において準用する条例第三十一条第一項」と読み替えるものとする。
- 第十一条 第三条から前条までの規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営については、次条から第十五条までに定めるところによる。
- (設備の基準)
- 第十二条 条例第四十四条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。
- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第四十八条において準用する条例第八條第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 条例第四十八条において準用する条例第八條第二項に規定する訓練については、条例第四十八条において準用する条例第八條第一項に規定する計画に従い、昼間

及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第四十四条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第四十四条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク プザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

三 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

五 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備

を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

七 調理室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

八 介護職員室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

九 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

イ 必要な備品を備えること。

4 居室静養室等は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室静養室等については、この限りでない。

一 居室静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にある居室静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 居室静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防火上有効に区画されていること。

5 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下の幅は、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、これによらないことができる。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には、手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 居室静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

6 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(職員に関する基準)

第十四条 条例第四十五条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 一以上

四 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。第三項及び第四項において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

イ 看護職員の数は、一以上とすること。

五 栄養士 一以上

六 機能訓練指導員 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で一以上とする。

4 第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で一以上とする。

(準用)

第十五条 第三条、第六条及び第七条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第三条中「条例第六条ただし書」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例第六条ただし書」と、第六条中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例第二十六条第二項」と、第七条中「条例第三十一条第一項」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する規定の適用)

第十六条 第三条から第十三条条まで及び前条の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、次条及び第十八条に定めるところによる。

(設備の基準)

第十七条 条例第五十条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第五十二条において準用する条例第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第五十二条において準用する条例第八条第二項に規定する訓練については、条例第五十二条において準用する条例第八条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第五十条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第五十条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下とすること。

(3) 地階に設けてはならないこと。

(4) 一の居室の床面積等は、次の(一)又は(二)に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(二) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定

の隙間が生じていても差し支えないものとする。こと。
(5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(6) 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができ設備を備えること。

イ ユニットの幅は、一・五メートル以上（中廊下の幅は、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

イ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下の幅は、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

イ ユニットの幅は、一・五メートル以上（中廊下の幅は、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとする。

(1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
(2) ユニットの幅は、一・五メートル以上（中廊下の幅は、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

二 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとする。

三 医務室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

四 調理室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

4 ユニットの幅は、一・五メートル以上（中廊下の幅は、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

一 ユニットの幅は、一・五メートル以上（中廊下の幅は、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 ユニットの幅は、一・五メートル以上（中廊下の幅は、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下の幅は、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

四 ユニットの幅は、一・五メートル以上（中廊下の幅は、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

6 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

（準用）

第十八条 第三条、第六条及び第七条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第三条中「条例第六条ただし書」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第六条ただし書」と、第六条中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、第七条中「条例第三十一条第一項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含む、この規則の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分並びに次項及び第三項に規定する建物を除く。）に対する第四条第三項第一号ア及び第十二条第三項第一号アの規定の適用については、第四条第三項第一号ア及び第十二条第三項第一号ア中「一人とする」とあるのは、「四人以下とすることができる」と認められる場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とする」ととする。

2 平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物（同年四月一

(平成二十四年福島県条例第七十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

第三条 条例第十條第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第十條第三項第一号、第四号及び第七号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、二十一・六平方メートル(エの設備を除いた有効面積は、十四・八五平方メートル)以上とすること。ただし、アただし書に規定する場合には、あつては、三十一・九平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 前項第一号の規定にかかわらず、十程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することができる部屋をいう。以下この項において同じ。)により構成される区画における設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル以上(エの設備を除いた有効面積は、十三・二平方メートル以上)とすること。ただし、アただし書に規定する場合には、二十三・四五平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

4 前三項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする。

一 施設内に一斉に放送することができる設備を設置すること。

二 居室が二階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

(職員に関する基準)

第四条 条例第十一條第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 施設長

二 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員 次に掲げる数を満たすものであること。

ア 一般入所者(入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護(福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号)第二百六条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十二号)第二百二条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が三十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法(職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で一以上

イ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で二以上

ウ 一般入所者の数が八十を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で二

に実情に応じた適当数を加えた数

- 四 栄養士 一以上
- 五 事務員 一以上
- 六 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

第五条 条例第十二条第三項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法
- ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第十二条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第十二条第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（軽費老人ホームA型の設備の基準）

第二条 条例附則第六条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例附則第六条第三項第一号、第五号、第八号及び第九号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 一の居室の定員は、原則として一人とすること。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 入所者一人当たりの床面積は、六・六平方メートル以上（収納設備を除く。）とすること。

二 浴室 老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 医務室 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

第三条 条例附則第七条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 施設長
- 一 生活相談員 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 生活相談員の数は、次に掲げるものとすること。
- (1) 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で一以上
- (2) 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で二以上
- イ 生活相談員のうち一人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が五十以下のものにあつては、この限りでない。
- 三 介護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 介護職員の数は、次に掲げる基準を満たすものであること。
- (1) 入所者の数が八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で四以上
- (2) 入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で四に入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上
- (3) 入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で十に実情に応じた適当数を加えた数
- イ 介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。
- 四 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で一以上

イ 入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で二以上

五 栄養士 一以上

六 事務員 二以上

七 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

八 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

2 前項第二号から第四号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数を配置するものとする。

一 生活相談員 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、一以上、入所者の数が百七十以下の軽費老人ホームA型にあつては、零

二 介護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 介護職員の数は、次に掲げる基準を満たすものであること。
(1) 一般入所者の数が二十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で一以上

(2) 一般入所者の数が二十を超えて三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で二以上

(3) 一般入所者の数が三十を超えて四十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で三以上

(4) 一般入所者の数が四十を超えて八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で四以上

(5) 一般入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で四に一般入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上

(6) 一般入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適当数を加えた数

イ 一般入所者の数が四十を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。

三 看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一般入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、一以上

イ 一般入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、二以上

3 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合、推定数による。

4 条例附則第七条第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 条例附則第七条第一項第二号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員）のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第二号イ及び第二項第二号イの主任介護職員は、常勤の者でなければならない。

7 条例附則第七条第一項第四号に掲げる看護職員及び第二項第三号に掲げる看護職員（一般入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型に置かれる者に限る。）のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 条例附則第七条第一項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。

9 条例附則第七条第一項第六号の事務員のうち一人（入所定員が百十人を超える軽費老人ホームA型にあつては、二人）は、常勤の者でなければならない。

10 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

（軽費老人ホームA型の費用）

第四条 条例附則第八条の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

三 居室に係る光熱水費

四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限度とする。

（軽費老人ホームA型における生活相談員の業務）

第五条 条例附則第十条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 入所者の居室サービス等の利用に際し、居室サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居室介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居室サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 条例附則第十一条において準用する条例第三十一条第二項の苦情の内容等の記録を行うこと。

三 条例附則第十一条において準用する条例第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては介護職員が、前二項の業務を行わなければならない。

（高齢福祉課）

福島県規則第四十一号

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十八号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者に関する基準)

第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

二 准看護師又は介護職員 常勤換算方法（従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上（看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数は看護職員の総数の七分の五程度をそれぞれ標準とする。）

三 支援相談員 一以上（入所者の数が百を超える場合にあつては、常勤の支援相談員一名に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上）

四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上

五 栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

七 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（条例第四十二条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

4 条例第三条第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合に

は、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。

5 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員

二 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数

(施設)

第四条 条例第四条第一項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂 二平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

三 浴室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。

六 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 療養室のある階ごとに設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用する

のに適したものとすること。

ウ 常夜灯を設けること。

2 条例第四条第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

第五条 条例第五条第一項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下「療養室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

ア 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第三十一条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第三十一条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第五条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 前二項に定めるもののほか、介護老人保健施設の構造設備の基準は、次に掲げるものとする。

一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

三 階段には、手すりを設けること。

四 廊下の構造は、次に掲げる全ての基準を満たすものであること。

ア 幅は、一・八メートル以上(両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下(以下「中廊下」という。)にあつては、二・七メートル以上)とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

五 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

六 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(電磁的方法)

第六条 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 電子情報処理組織(介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法

ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第六条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第六条第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

(費用)

第七条 条例第十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 基準省令第十一条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第十一条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第十一条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第十三条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型介護老人保健施設の施設の基準)

第八条 条例第四十四条第一項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからウまでに掲げる施設の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める基準を満たすものであること。

ア 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面所 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 療養室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 療養室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(3) 常夜灯を設けること。

二 浴室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

ウ 入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合を除き、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものであること。

2 条例第四十四条第三項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

ア 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第五十三条において準用する条例第三十一条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第五十三条において準用する条例第三十一条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

3 条例第四十四条第四項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

4 条例第四十四条第五項の規則で定める構造設備の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

三 階段には、手すりを設けること。

四 廊下の構造 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)として差し支えない。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

五 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

六 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
(ユニット型介護老人保健施設の費用)

第九条 条例第四十五条第三項の規則で定める費用の額は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 基準省令第四十二条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第四十二条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十二条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第四十五条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(職員配置)

第十条 条例第五十一条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第十一条 条例第五十三条で準用する条例第六条の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 介護老人保健施設であつて、その開設者が介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下この条において「施行法」という。)第八条第一項の規定により当該介護老人保健施設について法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの(以下「みなし介護老人保健施設」という。)であつて、平成四年九月三十日以前に老人保健施設として開設されたものについて、第四条第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

3 みなし介護老人保健施設であつて、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和六十三年厚生省令第一号。以下「老人保健施設基準」という。)に附則第三条の規定の適用を受けこの規則の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該構造設備(当該適用に係る部分に限る。))については、第五条第三項第一号(エレベーターに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

4 みなし介護老人保健施設であつて、老人保健施設基準附則第二条第一項の規定の適用を受けこの規則の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。))については、第五条第三項第四号アの規定は、適用しない。

5 病床転換による介護老人保健施設(一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の六に規定する経費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下附則第六項、附則第八項及び附則第九項において同じ。))を行つて開設する介護老人保健施設をいう。)であつて、第五条第三項第四号アの規定に適合しないもの(当該転換に当たつて当該規定に適合させることが困難であつたものに限る。))の構造設備(当該転換に係る部分に限る。))については、同号ア中「一・八メートル」とあるのは、「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは、「一・六メートル」とする。

6 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第四条第一項第二号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

7 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老

人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の使用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第四条第一項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 必要な広さを有するものとし、機能訓練室及び食堂の合計した面積は、三平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、その場合にあっては、機能訓練に支障がない広さを確保すること。

二 一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上を有すること。

8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第五条第三項第一号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル以下（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、百平方メートル以下）のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第五条第三項第四号ア及び第八条第三項第四号アの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

10 平成十七年十月一日前から引き続き法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同年十月一日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、介護老人保健施設（同年十月一日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第三百三十九号）による改正後の基準省令第五章に規定する基準を満たすものについて、第八条第一項第一号ア（2）の規定を適用する場合には、同号ア（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

（高齢福祉課）

福島県規則第四十二号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 訪問介護（第三条―第六条）
- 第三章 訪問入浴介護（第七条―第十一条）
- 第四章 訪問看護（第十二条・第十三条）
- 第五章 訪問リハビリテーション（第十四条）
- 第六章 居宅療養管理指導（第十五条・第十六条）
- 第七章 通所介護（第十七条―第二十六条）
- 第八章 通所リハビリテーション（第二十七条―第二十九条）
- 第九章 短期入所生活介護（第三十条―第四十条）
- 第十章 短期入所療養介護（第四十一条―第四十七条）
- 第十一章 特定施設入居者生活介護（第四十八条―第五十四条）
- 第十二章 福祉用具貸与（第五十五条―第五十九条）
- 第十三章 特定福祉用具販売（第六十条―第六十二条）
- 第十四章 雑則（第六十三条）
- 附則
- 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 訪問介護

（指定訪問介護の訪問介護員等に関する基準）

第三条 条例第五条第一項に規定する訪問介護員等の員数に関する基準は、常勤換算方法（事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で二・五以上とする。

2 条例第五条第二項の規則で定める員数は、利用者（同条第三項ただし書に規定する利用者）をいう。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

（電磁的方法）

第四条 条例第八条第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

をいう。)を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法
ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第八条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第八条第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

(基準該当訪問介護の訪問介護員等の員数)

第五条 条例第四十二条第一項に規定する訪問介護員等の員数は、三人以上とする。

(準用)

第六条 第四条の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第四十六条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第四十六条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

(指定訪問入浴介護の従業者に関する基準)

第七条 条例第四十八条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者(同項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 看護職員(条例第四十八条第一項第一号に規定する看護職員をいう。第十条において同じ。) 一以上
- 二 介護職員 二以上

2 条例第四十八条第一項に規定する訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。

(費用)

第八条 条例第五十一条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
- 二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(準用)

第九条 第四条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、

て、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第五十八条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第五十八条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

(基準該当訪問入浴介護の従業者の員数)

第十条 条例第五十九条第一項に規定する従業者の員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者(同項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 看護職員 一以上
- 二 介護職員 二以上

(準用)

第十一条 第四条及び第八条の規定は、基準該当指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第八条第一項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十一条第三項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第五十一条第三項」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(指定訪問看護の従業者に関する基準)

第十二条 条例第六十四条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 指定訪問看護ステーション 次のア又はイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準を満たすものであること。
- ア 看護職員(条例第六十四条第一項第一号アに規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。) 常勤換算方法で、二・五以上となる員数
- イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 指定訪問看護を担当する医療機関 指定訪問看護の提供に当たる看護職員について適当数

2 条例第六十四条第一項第一号アの看護職員のうち一名は、常勤でなければならぬ。

(準用)

第十三条 第四条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第七十八条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第七十八条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 訪問リハビリテーション

(準用)

第十四条 第四条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一

項」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例第八條第一項」と読み替えるものとする。

第六章 居宅療養管理指導

(指定居宅療養管理指導の従業者の員数)

第十五条 条例第九十條第一項に規定する居宅療養管理指導従業者の員数は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次のア又はイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準を満たすものであること。

ア 医師又は歯科医師 一以上

イ 薬剤師、看護職員(条例第八十九條に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。)、歯科衛生士(同条に規定する歯科衛生士をいう。又は管理栄養士)の提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師一以上

三 指定訪問看護ステーション等(条例第九十條第一項第三号に規定する指定訪問看護ステーション等をいう。)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員一以上

(準用)

第十六条 第四條の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第九十七條において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第九十七條において準用する条例第八條第一項」と読み替えるものとする。

第七章 通所介護

(指定通所介護の従業者に関する基準)

第十七条 条例第九十九條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者(同項に規定する通所介護従業者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員(条例第九十九條第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この条及び第二十四條において同じ。) 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯(次項において「提供単位時間数」という。)で除した数が利用者(条例第一百一條第三項に規定する利用者という。以下この条において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加

えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該指定通所介護事業所の利用定員(条例第六十六條第四号に規定する利用定員をいう。次条において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とする。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、条例第九十九條第一項第三号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。)を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 条例第九十九條第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 条例第九十九條第一項第一号の生活相談員又は同項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(指定通所介護の設備の基準)

第十八条 条例第一百一條第一項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができるとすること。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(費用)

第十九条 条例第一百二條第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

三 食事の提供に要する費用

四 おむつ代

五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

2 前項第三号に掲げる費用については、基準省令第九十六条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第二十条 第四条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八十二条」とあるのは「条例第一百二十二条において準用する条例第八十二条」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八十一条」とあるのは「条例第一百二十二条において準用する条例第八十一条」と読み替えるものとする。

(指定療養通所介護の従業者に関する基準)

第二十一条 条例第一百五十一条の規則で定める従業者の員数は、利用者の数が一・五に対し、指定療養通所介護を提供している時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項に規定する療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(専用の部屋の面積)

第二十二条 条例第一百八十一条に規定する専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員(条例第一百七十一条に規定する利用定員をいう。)を乗じて得た面積以上とする。

(準用)

第二十三条 第四条及び第十九条(第一項第二号を除く。)の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八十二条」とあるのは「条例第一百九条において準用する条例第八十二条」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八十一条」とあるのは「条例第一百九条第一項」と、第十九条中「条例第一百二十二条第三項」とあるのは「条例第三十条において準用する条例第一百二十二条第三項」と読み替えるものとする。

(基準該当通所介護の従業者に関する基準)

第二十四条 条例第三十一条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者(同項に規定する通所介護従業者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に

当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、条例第三十一条第一項第三号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

6 条例第三十一条第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(基準該当通所介護の設備の基準)

第二十五条 条例第三十三条第一項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

二 機能訓練指導員 一以上

イ アの規定にかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。

二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(準用)

第二十六条 第四条及び第十九条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。

この場合において、第四条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第三百三十四條において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第三百三十四條において準用する条例第八條第一項」と、第十九條第一項中「条例第三百二條第三項」とあるのは「条例第三百三十四條において準用する条例第三百二條第三項」と読み替えるものとする。

第八章 通所リハビリテーション

(指定通所リハビリテーションの従業者に関する基準)

第二十七条 条例第三百三十六條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たつるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員(条例第三百三十六條第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(条例第四百二十二條第四号に規定する利用者)をいう。以下この条及び次条において「提供時間」という。この場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

イ アに規定する人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすることができる。

- 一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指

定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。

3 条例第三百三十六條第一項第一号に掲げる医師は、常勤でなければならない。

(設備に関する基準)

第二十八条 条例第三百三十七條第一項の規則で定める面積は、三平方メートルに利用定員(条例第四百二十二條第四号に規定する利用定員をいう。)を乗じて得た面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えた面積)以上とする。

(準用)

第二十九条 第四条及び第十九條の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第四百五十五條において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第四百五十五條において準用する条例第八條第一項」と、第十九條第一項中「条例第三百二條第三項」とあるのは「条例第四百五十五條において準用する条例第三百二條第三項」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

(指定短期入所生活介護の従業者に関する基準)

第三十条 条例第四百七十七條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者(同項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 医師 一人以上
- 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者(条例第四百七十七條第一項に規定する利用者)をいう。以下この条及び次条において同じ。)の数が百又はその端数を増すごとに一人以上
- 三 介護職員又は看護職員(条例第四百七十七條第一項第三号に規定する看護職員をいう。以下この条、第三十六條及び第三十八條において同じ。) 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な数

2 前項第二号及び第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 条例第四百七十七条第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第四百七十七条第一項に規定する利用定員をいう。以下この条及び次条において同じ。）が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

4 条例第四百七十七条第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

（指定短期入所生活介護の設備及び備品等の要件）

第三十一条 条例第五百五十条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を

二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第四百六十七条において準用する条例第九十九条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第四百六十七条において準用する条例第九十九条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第五百五十条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第五百五十条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、四人以下とすること。

イ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。

三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

4 条例第五百五十条第七項第一号の規則で定める幅は、一・八メートル以上（両側に居室その他利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下（以下「中廊下」という。）の幅にあっては、二・七メートル以上）とする。

（指定短期入所生活介護の費用）

第三十二条 条例第五百五十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第二百二十七条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第二百二十七条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（基準省令第二百二十七条第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者へ負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第二百二十七条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第五百五十三条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

（準用）

第三十三条 第四条の規定は、指定短期入所生活介護の事業に準用する。この場合にお

いて、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第百五十一條第二項において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第百五十一條第一項」と読み替えるものとする。

第三十四條 条例第百七十條第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第百八十條において準用する条例第百六十七條において準用する条例第百九條に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第百八十條において準用する条例第百六十七條において準用する条例第百九條に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第百七十條第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第百七十條第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(条例第百七十七條第四号で規定する利用定員をいう。以下この条において同じ。)は、おおむね十人以下とすること。

- (3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。
- (4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、一平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 居室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (3) 必要設備が使用すること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 居室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

4 条例第百七十條第七項第一号の規則で定める幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)として差し支えないこととする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の費用)

第三十五條 条例第百七十二條第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一條の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 滞在に要する費用(法第五十一條の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

- 三 基準省令第百四十條の六第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 基準省令第百四十條の六第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用

者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 五 送迎に要する費用（基準省令第四百十条の六第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
 六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四百十条の六第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第七十二条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

（ユニット型指定短期入所生活介護の職員配置）

第三十六条 条例第七十八条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
 （準用）

第三十七条 第四条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第八十條において準用する条例第五十一条第二項において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第八十條において準用する条例第五十一条第一項」と読み替えるものとする。

（基準該当短期入所生活介護の従業者に関する基準）

第三十八条 条例第八十二条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者（同項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 一人以上

二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（条例第八十四条第一項に規定する利用者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

三 栄養士 一人以上

四 機能訓練指導員 一人以上

五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な数

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 条例第八十二条第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、条例第八十二条第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
 （基準該当短期入所生活介護の設備の基準）

第三十九条 条例第八十五条第一項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、四人以下とすること。

イ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員（条例第八十四条第一項に規定する利用定員をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。

三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 （準用）

第四十条 第四条及び第三十二条の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第八十七條において準用する条例第五十一条第二項において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第八十七條において準用する条例第五十一条第一項」と、第三十二条第一項中「条例第八十三條第三項」とあるのは「条例第八十七條において準用する条例第八十三條第三項」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

（指定短期入所療養介護の従業者の員数）

第四十一条 条例第八十九条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（条例第八十九条第一項第一号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士利用者（条例第二百一条に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。）

を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上

三 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士、平成十八年旧介護保険法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあって、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員、看護職員又は介護職員の員数の合計を常勤換算方法で利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすることかつ夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

（指定短期入所療養介護の設備の基準）
第四十二条 条例第九十条第一項第四号アの規則で定める面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとする。

（指定短期入所療養介護の費用）
第四十三条 条例第九十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第四百四十五号第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第四百四十五号第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（基準省令第四百四十五号第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代
七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四百四十五号第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第九十二条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

（準用）
第四十四条 第四条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二百三条において準用する条例第五十一条第二項において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二百三条において準用する条例第五十一条第一項」と読み替えるものとする。

第四十五条 条例第二百七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第四百四十五号第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第四百四十五号第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（基準省令第四百四十五号第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代
七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四百四十五号第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第二百七条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げ

るものとする。

(ユニット型短期入所療養介護の職員配置)

第四十六条 条例第二十三條第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第四十七条 第四条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二十五條において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二十五條において準用する条例第二十三條において準用する条例第五十一條第一項」と読み替えるものとする。

第十一章 特定施設入居者生活介護

(指定特定施設入居者生活介護の従業者に関する基準)

第四十八条 条例第二十七條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる特定施設入居者生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者(条例第二十六條に規定する利用者)をいう。以下この章において同じ。)の数が百又はその端数を増すごとに一人以上
- 二 看護職員(条例第二十七條第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。)又は介護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- イ 看護職員の数は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ウ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上(利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定

施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスマス利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が百又はその端数を増すごとに一人以上

二 看護職員又は介護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

- ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスマス利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)
- 第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一並びに介護予防サービスマス利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

イ 看護職員の数は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ウ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上(総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)

3 前二項の利用者及び介護予防サービスマス利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービスマス計画(第二項の場合にあっては、特定施設サー

ビス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービス利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

（指定特定施設入居者生活介護の設備に関する基準）

第四十九条 条例第二十九條第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 条例第二十九條第四項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 介護居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

五 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

（指定特定施設入居者生活介護の費用）

第五十条 条例第二十四條第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便

宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

（準用）

第五十一条 第四条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二十二條第二項において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二十二條第一項」と読み替えるものとする。

（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の従業者に関する基準）

第五十二条 条例第二十九條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型指定特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上

二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一人以上

三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型指定特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービス利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一人以上

二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一及び介護予防サービス利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上

三 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

3 前二項の利用者及び介護予防サービス利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定特定施設従業者（第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービス利用者）をいう。次項において同じ。）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画(第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに相当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の設備に関する基準)

第五十三条 条例第二百四十一条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第二百四十一条第四項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ウ 地階に設けてはならないこと。
 - エ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
- 四 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(準用)

第五十四条 第四条及び第五十条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二百四十二条第二項において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二百四十二条第一項」と、第五十条中「条例第二百二十四条第三項」とあるのは「条例第二百四十七條において準用する条例第二百二十四条第三項」と読み替えるものとする。

第十二章 福祉用具貸与

(指定福祉用具貸与の福祉用具専門相談員の員数)

第五十五条 条例第二百四十九条第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(費用)

第五十六条 条例第二百五十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- 二 福祉用具(条例第二百四十八条に規定する福祉用具をいう。)の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第五十七条 第四条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二百六十二条において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二百六十二条において準用する条例第八條第一項」と読み替えるものとする。

(基準該当福祉用具貸与の福祉用具専門相談員の員数)

第五十八条 条例第二百六十三条第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(準用)

第五十九条 第四条及び第五十六条の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二百六十四条において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二百六十四条において準用する条例第八條第一項」と、第五十六条中「条例第二百五十二条第三項」とあるのは、「条例第二百六十四条において準用する条例第二百五十二条第三項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定福祉用具販売

(福祉用具専門相談員の員数)

第六十条 条例第二百六十六条第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(費用)

第六十一条 条例第二百七十条第二項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
- 二 特定福祉用具(条例第二百六十五条に規定する特定福祉用具をいう。)の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第六十二条 第四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二百七十五条において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二百七十五条において準用する条例第八條第一項」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

(その他)

第六十三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十二年四月一日前から引き続き存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第二百四十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号。以下この項において「旧老人福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。次項において同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。次項において同じ。）（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第三十一条第三項第一号ア及びイ並びに第二号アの規定は、適用しない。

3 平成十二年四月一日前から引き続き存する老人短期入所事業の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）若しくは老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であつて基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第三十九条第一項第一号ア及びイ並びに第二号アの規定は、適用しない。

4 平成十五年四月一日前から引き続き指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）による改正後の基準省令第九章第五節（第四百四十条の四第六項第一号ロ（2）を除く。）に規定する基準を満たすものについて、同号イ（2）の規定を適用する場合には、同号イ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

5 介護保険法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であつて、平成十八年四月一日前から引き続き定員四人以下であるものについては、第四十九条第二項第一号ア及び第五十三条第二項第一号アの規定は、適用しない。

6 平成十八年四月一日前から引き続き存する養護老人ホーム（同日において建築中のものを含む。）にあつては、第五十三条第二項第一号アの規定は、適用しない。

7 当分の間、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の

基準等に関する省令（平成十二年厚生省令第五十八号）附則第二条に規定する経過的要介護に該当する者については、第四十八条第一項第二号ア及び同条第二項第二号ア中「三」とあるのは「十」と、第五十二条第一項第二号及び同条第二項第二号中「利用者の数が十」とあるのは「利用者の数が三十」とする。
(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第四十三号

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者に関する基準)

第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 三 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

イ 看護職員の数 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で一以上
- (2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で二以上
- (3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で三以上
- (4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（条例第四十二条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第九条の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 条例第三条第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 条例第三条第一項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 条例第三条第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならぬ。

7 条例第三条第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

8 条例第三条第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

9 条例第三条第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（条例第二十四条に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（設備の基準）
第四条 条例第四条第一項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができること。

イ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ウ プザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

五 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨検検査設備を設けること。

七 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

イ 必要な備品を備えること。

八 廊下 廊下の幅は一・八メートル以上（両側に居室その他入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下（以下「中廊下」という。）にあっては、二・七メートル以上）とすること。

2 条例第四条第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（電磁的方法）
第五条 条例第五条第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち次のいずれかに該当する方法

ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第五条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉

施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第五条第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

(費用)

第六条 条例第十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 基準省令第九条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第九条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第九条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第十二条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準)

第七条 条例第四十四条第一項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット アからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービス提供に必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室

に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下とすること。

(3) 一の居室の床面積等は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(二) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないものとする。

イ プザー又はこれに代わる設備を設けること。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

ウ 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

エ 要介護者が使用するのに適したものであること。

(2) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

イ プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものであること。

(1) 居室ごとに設けること。

二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものであること。

(2) 医務室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

四 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)として差し支えない。

2 条例第四十四条第一項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の費用)

第八条 条例第四十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準

費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第四十一条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第四十一条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十一条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第四十五条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

（職員配置）

第九条 条例第五十一条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（準用）

第十条 第五条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設に準用する。この場合において、同条第一項中「条例第五条第二項」とあるのは「条例第五十三条において準用する条例第五条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五条第一項」とあるのは「条例第五十三条において準用する条例第五条第一項」と読み替えるものとする。

（委任）

第十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この規則の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）に係る第四条第一項第一号アの規定の適用については、第四条第一項第一号ア中「一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができる。」とあるのは、「四人以下とすること。」とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。次項及び附則第五項において同じ。）の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同月二日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項及び第五項において同じ。）に係る第四条第一項第一号アの規定の適用については、同号ア中「一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができる。」とあるのは「原則として四人以下とすること。」と、同号イ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

4 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホームであつて、同年三月三十一日において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和六十二年厚生省令第十二号）附則第四条第二項（同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に關する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものに係る前項の規定の適用については、同項中「原則として四人以下とすること。」とあるのは、「八人以下とすること。」とする。

5 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第四条第一項第七号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。

6 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなお効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第八項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第一項第七号アの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなればならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるもの

とする。

7 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第一項第七号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができることは、同一の場所とすることができること。

二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができることは、同一の場所とすることができること。

8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第四条第一項第八号及び第七条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とする。

9 平成十五年四月一日前から引き続き法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であつて、条例第五章に規定する基準を満たすものに係る第七条第一項第一号イ(2)の規定の適用については、同号イ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

10 当分の間、第六条第一項第一号中「食費の基準費用額(同条第四項)とあるのは「食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(介護保険法施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。)にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額)(法第五十一条の三第四項)と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額)」と、第六条第一項第二号及び第八号第一項第二号中「居住費の基準費用額(同条第四項)とあるのは「居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条

第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額)(法第五十一条の三第四項)と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額)」と、第八条第一項第一号中「食費の基準費用額(同条第四項)とあるのは「食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額)(法第五十一条の三第四項)と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額)」とする。(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第四十四号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 介護予防訪問介護(第三条―第六条)
第三章 介護予防訪問入浴介護(第七条―第十一条)
第四章 介護予防訪問看護(第十二条・第十三条)
第五章 介護予防訪問リハビリテーション(第十四条)
第六章 介護予防在宅療養管理指導(第十五条―第十六条)
第七章 介護予防通所介護(第十七条―第二十三条)
第八章 介護予防通所リハビリテーション(第二十四条―第二十六条)
第九章 介護予防短期入所生活介護(第二十七条―第三十七条)
第十章 介護予防短期入所療養介護(第三十八条―第四十四条)
第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護(第四十五条―第五十一条)
第十二章 介護予防福祉用具貸与(第五十二条―第五十六条)
第十三章 特定介護予防福祉用具販売(第五十七条―第五十九条)
第十四章 雑則(第六十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 介護予防訪問介護

(指定介護予防訪問介護の訪問介護員等に関する基準)

第三条 条例第五条第一項に規定する訪問介護員等の員数は、常勤換算方法（事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、二・五以上とする。

2 条例第五条第二項の規則で定める員数は、利用者（同条第三項ただし書に規定する利用者）をいう。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(電磁的方法)

第四条 条例第八条第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 電子情報処理組織（指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法

ア 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第八条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受け入れの旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第八条第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(基準該当介護予防訪問介護の訪問介護員等の員数)

第五条 条例第四十二条第一項に規定する員数は、三人以上とする。

(準用)

第六条 第四条の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第四十六条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第四十六条において準用する条例第八条第一項」とする。

とあるのは「条例第四十六条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 介護予防訪問入浴介護

(指定介護予防訪問入浴介護の従業者に関する基準)

第七条 条例第四十八条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者（同条第一項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 看護職員（条例第四十八条第一項第一号に規定する看護職員をいう。第十条において同じ。） 一以上

二 介護職員 一以上
2 条例第四十八条第一項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(費用)

第八条 条例第五十一条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居室において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(準用)

第九条 第四条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

(基準該当介護予防訪問入浴介護の従業者の員数)

第十条 条例第五十九条第一項に規定する従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者（同項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 看護職員 一以上

二 介護職員 一以上

(準用)

第十一条 第四条及び第八条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第八条第一項」と、第八条中「条例第五十一条第三項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第五十一条第三項」と読み替えるものとする。

第四章 介護予防訪問看護

(指定介護予防訪問看護の従業者に関する基準)

第十二条 条例第六十四条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定

介護予防訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 指定介護予防訪問看護ステーション 次のア又はイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準を満たすものであること。

ア 看護職員（条例第六十四条第一項第一号アに規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。） 常勤換算方法で、二・五以上となる員数

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員について適当数

2 条例第六十四条第一項第一号アの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

第十三条 第四条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第七十四条において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第七十四条において準用する条例第八條第一項」と読み替えるものとする。

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

第十四条 第四条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第八十四條において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第八十四條において準用する条例第八條第一項」と読み替えるものとする。

第六章 介護予防居宅療養管理指導

第十五条 条例第八十八條第一項に規定する介護予防居宅療養管理指導従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次のア又はイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準を満たすものであること。

ア 医師又は歯科医師 一以上

イ 薬剤師、看護職員（条例第八十七條に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）、歯科衛生士（同条に規定する歯科衛生士をいう。）又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師 一以上

三 指定訪問看護ステーション等（条例第八十八條第一項第三号に規定する指定訪問看護ステーション等をいう。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員 一以上

（準用）

（準用）

（準用）

第十六条 第四条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第九十三條において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第九十三條において準用する条例第八條第一項」と読み替えるものとする。

第七章 介護予防通所介護

第十七条 条例第九十七條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所介護従業者（同条第一項に規定する介護予防通所介護従業者をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員（条例第九十七條第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この条及び第二十一條において同じ。） 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（条例第九十九條第三項に規定する利用者）をいう。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（条例第一百一條第四号に規定する利用定員をいう。以下次条において同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、条例第九十七條第一項第三号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場

合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 条例第九十七条第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 条例第九十七条第一項第一号の生活相談員又は同項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(指定介護予防通所介護の設備の基準)

第十八条 条例第九十九条第一項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができ、かつ、二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(費用)

第十九条 条例第百条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担に相当する費用が適当と認められる費用

2 前項第二号に掲げる費用については、基準省令第百条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第二十条 第四条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第百七條において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第百七條において準用する条例第八條第一項」と読み替へるものとする。

(基準該当介護予防通所介護の従業者に関する基準)

第二十一条 条例第百十二条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所介護従業者(同条第一項に規定する介護予防通所介護従業者をいう。)の

区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上
2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、条例第百十二条第一項第三号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、条例第百十二条第一項第二号の看護職員又は同項第三号の介護職員。次項において同じ。)を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。
4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
6 条例第百十二条第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(基準該当介護予防通所介護の設備の基準)

第二十二條 条例第十四条第一項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- イ アの規定にかかわらず、食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。
- 二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(準用)

第二十三條 第四条及び第十九条の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。このことについて、第四条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第十五条において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第十五条において準用する条例第八條第二項」と、第十九条中「条例第一百条第三項」とあるのは「条例第十五条において準用する条例第一百条第三項」と読み替えるものとする。

第八章 介護予防通所リハビリテーション

(指定介護予防通所リハビリテーションの従業者に関する基準)

第二十四條 条例第一百七條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員(条例第一百七條第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
- ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(条例第二十條第四号に規定する利用者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の数が十人以下の場合には、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること又は利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

イ アに規定する人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすることができる。

- 一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合には、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。
- 二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で〇・一以上確保されること。

3 (設備に関する基準)

第二十五條 条例第一百八條第一項の規則で定める面積は、三平方メートルに利用定員(条例第二十條第四号に規定する利用定員をいう。)を乗じて得た面積とする。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

(準用)

第二十六條 第四条及び第十九条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二十三條において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二十三條において準用する条例第八條第一項」と、第十九条中「条例第一百条第三項」とあるのは「条例第二十三條において準用する条例第一百条第三項」と読み替えるものとする。

第九章 介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防短期入所生活介護の従業者に関する基準)

第二十七條 条例第二十九條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者(同条第一項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 医師 一人以上
- 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者(条例第二十九條第一項に規定する利用者)をいう。以下この条及び次条において同じ。)の数が百又はその端数を増すごと

に一人以上

三 介護職員又は看護職員（条例第二百二十九条第一項第三号に規定する看護職員をいう。以下この条、第三十三條及び第三十五條において同じ。）常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第二号及び第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 条例第二百二十九条第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第二百二十九条第一項に規定する利用定員をいう。以下この条及び次条において同じ。）が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

4 条例第二百二十九条第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

第二十八條 条例第三百三十二條第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第四百四十二條において準用する条例第四百四條に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第四百四十二條において準用する条例第四百四條に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第三百三十二條第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第三百三十二條第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、四人以下とすること。

イ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。

三 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

4 条例第三百三十二條第七項第一号の規則で定める幅は、一・八メートル以上（両側に居室その他利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下（以下「中廊下」という。）の幅にあつては、二・七メートル以上）とする。

（指定介護予防短期入所生活介護の費用）

第二十九條 条例第三百三十五條第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第三百三十五條第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第三百三十五條第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（基準省令第三百三十五條第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第三百三十五条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第三百三十五条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(準用)

第三十条 第四条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

この場合において、同条第一項中「条例第八十二条」とあるのは「条例第三百三十三条第二項において準用する条例第八十二条」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八十二条」とあるのは「条例第三百三十三条第一項」と読み替えるものとする。

第三十一条 条例第三百三十三条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二百五十九条において準用する条例第四百二十二条において準用する条例第四百四条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第二百五十九条において準用する条例第四百二十二条において準用する条例第四百四条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第三百三十三条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第三百三十三条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分

に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものとする。

ア 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(条例第五十六条第三号の利用定員をいう。以下この条において同じ。)は、おおむね十人以下とすること。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

4 条例第三百三十三条第七項の規則で定める幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)として差し支えないこととする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の費用)

第三十二条 条例第三百三十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、

同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者)に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者)に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

三 基準省令第五十五条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第五十五条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(基準省令第五十五条第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者)に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第五十五条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第五十五条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の職員配置)

第三十三条 条例第五十七条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第三十四条 第四条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例第三十三條第二項において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例第三十三條第一項」と読み替えるものとする。

(基準該当介護予防短期入所生活介護の従業者に関する基準)

第三十五条 条例百六十六條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者(同条第一項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 生活相談員 一人以上

二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(条例第六十八條第一項に規定する利用者)をいう。以下この条及び次条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

三 栄養士 一人以上

四 機能訓練指導員 一人以上

五 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業の実情に応じた適当数

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 条例第六十六條第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、条例第六十六條第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(基準該当介護予防短期入所生活介護の設備の基準)

第三十六条 条例第六十九條第一項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、四人以下とすること。

イ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員(条例第六十八條第一項に規定する利用定員をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。

三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(準用)

第三十七条 第四条及び第二十九條の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例第三十三條第二項において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例第三十三條第一項」と、第二十九條中「条例第三十五條第三項」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例第三十三條第三項」とあるものとする。

第十五条第三項」と読み替えるものとする。

第十章 介護予防短期入所療養介護

第三十八條 条例第七十三條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（条例第七十三條第一項第一号に規定する看護職員をいう。以下この条及び第四十三條において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 利用者（条例第七十九條に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上
- 二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 利用者（当該指定介護療養型医療施設の入所者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上
- 三 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 平成十八年旧介護保険法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上
- 四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員 看護職員又は介護職員の員数の合計を常勤換算方法で利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすることかつ夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

第三十九條 条例第七十四條第一項第四号アの規則で定める面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとする。

第四十條 条例第七十六條第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一條の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- 二 滞在に要する費用（法第六十一條の三第一項の規定により特定入所者介護予防サ

ビス費が利用者者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

- 三 基準省令第九十條第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 基準省令第九十條第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 送迎に要する費用（基準省令第九十條第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- 六 理美容代
- 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第九十條第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第七十六條第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

第四十一條 第四條の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第八十一條において準用する条例第三十三條第二項」とあるのは「条例第八十二條」と、同項第一号及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第八十一條において準用する条例第三十三條第一項」と読み替えるものとする。

（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の費用）

第四十二條 条例第九十二條第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一條の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- 二 滞在に要する費用（法第六十一條の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- 三 基準省令第二百六條第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 基準省令第二百六條第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者

- 三 基準省令第二百六條第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 基準省令第二百六條第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者

選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 五 送迎に要する費用（基準省令第二百六条第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
 六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者には負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第二百六条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第九十二条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の職員配置）

第四十三条 条例第九十四条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
 （準用）

第四十四条 第四条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八十二条」とあるのは「条例第九十六条において準用する条例第八十一条において準用する条例第九十六条」とあるのは「条例第九十六条において準用する条例第八十二条」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八十一条」とあるのは「条例第九十六条において準用する条例第八十一条」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の従業者に関する基準）

第四十五条 条例第二百三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（条例第二百二条に規定する利用者）をいう。以下この章において同じ。）の数が百又はその端数を増すごとに一以上

二 看護職員（条例第二百三条第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）又は介護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一及び利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数

が十又はその端数を増すごとに一以上であること。
 イ 看護職員は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 利用者の数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 利用者の数が三十を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ウ 常に一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービス利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上

二 看護職員又は介護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービス利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

イ 看護職員は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 総利用者数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 総利用者数が三十を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ウ 常に一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

3 前二項の利用者及び居宅サービス利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、当該介護職員及び看護職員のうちいずれか一人を常勤とするものとする。

6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び居宅サービス利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上及び介護職員のうち一人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の設備に関する基準）

第四十六条 条例第二百五条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第二百五条第四項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 介護居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 階に設けてはならないこと。

エ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

五 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の費用）

第四十七条 条例第二百十条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

（準用）

第四十八条 第四条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二百六条第四項において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二百六條第一項」と読み替えるものとする。

（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の従業者に関する基準）

第四十九条 条例第二百二十七条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上

三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービス利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上

二 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービス利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上及び利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上

三 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

3 前二項の利用者及び居宅サービス利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定介護予防特定施設の従業者（第一項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び居宅サービス利用者）をいう。次項において同じ。）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の設備に関する基準）
第五十条 条例第二十九条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 条例第二十九条第四項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

四 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

（準用）

第五十一条 第四条及び第四十七条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二十三條第四項において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二十三條第一項」と、第四十七條中「条例第二十三條第三項」とあるのは「条例第二十三條第四項において準用する条例第二十三條第三項」と読み替えるものとする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

（指定介護予防福祉用具貸与の福祉用具専門相談員の員数）

第五十二条 条例第二百三十八條第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

（費用）

第五十三条 条例第二百四十一條第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具（条例第二百三十七條に規定する福祉用具をいう。）の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

（準用）

第五十四条 第四条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二百四十八條において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二百四十八條において準用する条例第八條第一項」と読み替えるものとする。

（基準該当介護予防福祉用具貸与の福祉用具専門相談員の員数）

第五十五条 条例第二百五十二條第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

（準用）

第五十六条 第四条及び第五十三條の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二百五十三條において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二百五十三條において準用する条例第八條第一項」と、第五十三條中「条例第二百四十一條第三項」とあるのは「条例第二百五十三條において準用する条例第二百四十一條第三項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

（福祉用具専門相談員の員数）

第五十七条 条例第二百五十五条第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(費用)

第五十八条 条例第二百五十九条第二項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費

二 特定介護予防福祉用具(条例第二百五十四条に規定する特定介護予防福祉用具をいう。)の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第五十九条 第四条の規定は、指定介護予防福祉用具販売の事業について、準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八條第二項」とあるのは「条例第二百六十二条において準用する条例第八條第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八條第一項」とあるのは「条例第二百六十二条において準用する条例第八條第一項」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

(その他)

第六十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 基準条例附則第五項の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、第二十八條第三項第一号ア及びイ並びに第二号アの規定は適用しない。

3 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十二号。以下「基準条例施行規則」という。)附則第四項の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、第三十一條第三項第一号イ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、

共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

4 基準条例施行規則附則第三項の適用を受けて受けている基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活

介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められる場合は、第三十六條第一号ア及びイ並びに第二号アの規定は、適用しない。

5 当分の間、居宅サービス利用者のうち認定省令附則第二条に規定する経過的要介護に該当する者については、第四十五條第二項第二号ア中「三」とあるのは「十」と、第四十九條第二項第二号中「居宅サービス利用者の数が十」とあるのは「居宅サービス利用者の数が三十」とする。

6 平成十八年四月一日前から引き続き存する指定特定施設であつて、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所にあつては、第四十六條第二項第一号ア及び第五十條第二項第一号アの規定は、適用しない。

7 平成十八年四月一日前から引き続き存する養護老人ホーム(同日において建築中のものを含む。)については、第五十條第二項第一号アの規定は、適用しない。(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第四十五号

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者に関する基準)

第三条 条例第三條第一項各号、第二項各号及び第三項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護療養型医療施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 療養病床を有する病院であるもの 次のアからオまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める基準を満たすものであること。

ア 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上

イ 療養病床に係る病室によつて構成される病棟(療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床病棟」という。)に置くべき看護職員 常勤換算方法(従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

ウ 療養病床病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

エ 療養病床病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

エ 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当な数

オ 介護支援専門員 一以上（療養病床病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）療養病床を有する診療所であるもの 次のアからエまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 医師 常勤換算方法で、一以上

イ 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

ウ 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

エ 介護支援専門員 一以上

三 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるもの 次のアからカまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める基準を満たすものであること。

ア 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

イ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟（1）の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上

ウ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

エ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上

オ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

カ 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第一号オ及び第三号カの規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又は老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその

の端数を増すごとに一とする。

4 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（条例第四十一条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第一号オ及び第三号カ並びに第三項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号アの医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

7 第一項第三号エの作業療法士及び同号オの精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

（構造設備の基準）
第四条 条例第四条第一項に規定する指定介護療養型医療施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
イ 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

二 廊下 患者が使用する廊下であつて、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下（以下「中廊下」という。）の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

五 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。

六 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

第五条 条例第五条第一項に規定する指定介護療養型医療施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
イ 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

二 廊下 患者が使用する廊下であつて、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、

内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

五 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。

六 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

第六条 条例第六条第一項に規定する指定介護療養型医療施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

イ 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

二 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）床面積は、入院患者一人につき十八平方メートル以上とすること。

三 廊下 患者が使用する廊下であつて、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）とすること。

四 生活機能回復訓練室 六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

五 デイルーム及び面会室 面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき二平方メートル以上の面積を有すること。

六 食堂 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとすること。

七 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

第七条 条例第七條第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 電子情報処理組織（指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち次のいずれかに該当する方法

ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第七條第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたい旨の申出をする場合にあつては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第七條第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

三 前項各号に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

第八条 条例第十四條第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第十二條第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第十二條第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

七 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第十二條第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

八 条例第十四條第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

第九条 条例第四十三條第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる構造設備の区分に応じ、それぞれアからエ

までに定める基準を満たすものであること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下とすること。

- (3) 一の病室の床面積等は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

- (一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

- (二) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

- (4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

三 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第二号から第四号までに掲げる構造設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設のために供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第一項第一号イの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条第一項第二号に規定する食堂とみなす。

第十條 条例第四十四条第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設の構造設

備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる構造設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下とすること。

- (3) 一の病室の床面積等は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

- (一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

- (二) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

- (4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- (3) 必要な設備及び器具を備えること。

- (1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

三 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第二号から第四号までに掲げる構造設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設のために供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第一項第一号イの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四第一項に規定する食堂とみなす。

第十一条 条例第四十五条第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる構造設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供に必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下とすること。

(3) 一の病室の床面積等は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(二) ユニットに属さない病室を改修したものであるについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

三 生活機能回復訓練室 六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

四 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

2 前項第二号から第四号までに掲げる構造設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(ユニット型指定介護療養型医療施設の費用)

第十二条 条例第四十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第四十二条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第四十二条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十二条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第四十六条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

(職員配置)

第十三条 条例第五十二条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第十四条 第七条の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第七条第二項」とあるのは「条例第五十四条において準用する条例第七条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第七条第一項」とあるのは「条例第五十四条において準用する条例第七条第一項」と読み替える

ものとする。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、当分の間、第三条第一項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一 医師 常勤換算方法で、一以上
二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上。ただし、そのうちの一については看護職員とするものとする。

三 介護支援専門員 一以上
3 当分の間、第三条第一項第三号ウ中「六」とあるのは、「八」とする。
4 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師(老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。)を置いている指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)については、当分の間、第三条第一項第三号エ中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第七項中「第一項第三号エの作業療法士及び同号オの精神保健福祉士」とあるのは「第一項第三号オの精神保健福祉士」とする。

5 病床転換による旧療養型病床群(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「十三年医療法施行規則等改正省令」という。))附則第三条に規定する旧療養型病床群をいう。)であつて、十三年医療法施行規則等改正省令第七条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年厚生省令第三号)附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第四条第二号中「一・八メートル」とあるのは「二・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

6 病床転換による診療所旧療養型病床群(十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群をいう。)であつて、十三年医療法施行規則等改正省令第八条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第三十五号)附則第四条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第五条第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
7 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟(次項において「病床転換老人性認知症疾患療養病棟」という。)に係る病室については、第六条第一号ア中「四

床」とあるのは、「六床」とする。

8 病床転換老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第六条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル」とする。

9 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第一項第一号イ中「六」とあるのは「八」と、同号ウ中「六」とあるのは「四」とする。

10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第一項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上
三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

六 介護支援専門員 一以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。))に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
11 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第四条第二号及び第九条第一項第二号中「二・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第六条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

13 当分の間、第三条第一項第三号イ(2)中「二以上」とあるのは、「二以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を四をもつて除いた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げ

るものとする。)から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

14 平成十三年三月一日前から存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当分の間、第六条第一号イ中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

15 十三年医療法施行規則等改正省令附則第八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下(附則第五項、第六項及び第八項の規定の適用を受ける場合を除く。)の幅については、第四条第二号及び第五条第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」と、第六条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル」とする。

(高齢福祉課介護保険室)